

JungleGYM 月定額会員規約

第1条(入会資格)

1.JungleGYM月定額会員（以下「月定額会員」）への入会資格は、以下の各号に定めるとおりとします。

- ①本規約および利用同意書の注意事項、諸規則を遵守できる方
- ②医師等により運動を禁じられておらず、JungleGYM（以下「本施設」）の利用に支障がないと申告された方
- ③他のお客様に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方
- ④過去の会費、事務手数料、利用料等について未払いの債務のない方
- ⑤妊娠中の方については、原則として本施設を利用することは認められません。

ただしJungleGYM運営（以下「運営」）が妊娠中の方を対象にしたプログラムを提供するなど、別途運営が認めた場合はこの限りではありません。

※合理的な理由により、入会するに相応しくないと判断した場合は、入会をお断りする場合があります。

第2条(会員種類)

1.本施設は、ビジター会員、月定額会員、KIDSクラブ会員その他の会員による本施設の利用形態に応じた会員種類をその都度定めます。

2.本施設は、会員種類を追加、変更、廃止、再開等を行うことがあります。

第3条(会費等の支払い)

1.本施設は、入会金、会費、事務手数料、利用料等の金額および内容を運営の判断で決定または変更することができるものとし、

変更後の料金および内容については、該当する全ての利用者に適用されるものとします。ただし運営が別途定める場合はこの限りではありません。

2.月会費は、本施設の利用の有無にかかわらず、支払わなければなりません。

3.会費の支払は、運営が定める手段によるものとします。

4.会員が申告した利用開始日以降、会員が支払った入会金、会費および事務手数料は、理由の如何を問わず返金されないものとします。

また、月定額会員を退会したのち、再度月額会員へ入会する場合、会員は改めて入会金および事務手数料を運営の定めに従い支払うものとします。

第4条(会員証)

1.本施設は、会員に対し会員証（アプリ会員証含む）を発行します。

2.会員は、本施設の利用に際し、会員証を提示するものとします。

3.会員は、会員証を適切に管理し、他に譲渡、共有または貸与しないものとします。

4.会員は、会員証を紛失した場合または破損等により使用できなくなった場合は速やかに本施設カウンターで再発行の手続きをとるものとします。

第5条(強制退会処分について)

1.運営は、会員が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員契約を取り消すことができるものとします。

- ①第1条(入会資格)に定める条件に反していることが判明した場合
- ②本施設内で賭博行為、勧誘、セールス行為及びそれに類する行為で、他のお客様に迷惑が及んだ場合
- ③本施設内で政治活動、宗教活動を行った場合
- ④入会手続において虚偽の申告をし、または重大な事実を隠匿したことが判明した場合
- ⑤入会手続において運営に申告した情報に不備や偽りがあり、それについて運営が会員による本施設の利用を不適當であると判断した場合

2.前項の取消しの効力は、将来に向かって効力を生じるものとします。

第6条(退会手続)

1.会員は、退会を希望する場合、運営所定の退会手続(以下「退会手続」といいます)を取るものとします。

2.退会手続の完了日と退会日との関係は以下に定めるとおりとし、退会日をもって会員契約が終了するものとします。

①退会月の10日までに退会手続が完了した場合、退会日は、退会手続完了月の末日

またはそれ以降の月の末日のうち、会員が退会手続時に指定する日とします。

②退会手続の完了が11日以降になった場合、退会日は翌月末日、またはそれ以降の月の末日のうち、会員が退会手続時に指定する日とします。

③会員は、本施設の利用の有無にかかわらず、退会日までの会費を支払う必要があるものとします。

未払いの事務手数料、利用料等その他一切の支払いを完了させるものとします。

④会員が、運営に対して口頭、電話、電子メールその他の手段で退会の意思を伝えた場合といえども、当施設所定の退会手続を終えない限り、

退会とはみなされません。会員は、退会手続を適切に完了しない限り、会員契約が有効に継続し、会員が有する本施設の利用率や会費その他の支払義務が存続することを十分に認識するものとします。

- ⑤会員本人が死去された場合、当該会員の親族またはこれに準ずる方で当施設が認める方が、退会手続を完了させる必要があるものとし、当該退会手続については、本条の上記各規定が適用されるものとします。

第7条(休会)

- 1.会員は、別途運営の定める事由に該当する場合、休会の手続を取ることができます。
- 2.休会期間中は、運営の定めに従い1,000円/月（税抜）をお支払いいただきます。KIDS会員の休会費は無料です。

第8条(休業)

- 1.運営は、以下の各号に定める場合、本施設の全部または一部を休業とすることがあります。
 - ①気象、災害、突発事故その他やむをえない理由により運営が必要と判断した場合
 - ②法令、行政指導、社会経済情勢の著しい変化その他やむをえない事由が発生した場合
 - ③本施設の点検、補修、改修その他本施設の運用管理上、運営が必要と判断した場合
 - ④年末年始、春季、夏季の一定期間の休業、その他運営の都合により運営が必要と判断した場合
- 2.本施設の全部または一部を休業とする場合、運営の判断により会費の返金、減免その他の対応を取ることがあります。

(月額会員特約)

1.ファミリー会員割引

- ①ファミリー割引適用は、家計を共にする同居者であり、支払い元が同一である必要があります。
- 2.親子特典
 - ①月額会員に登録されている方のお子様、親（月額会員様）と同伴で本施設オープンジムまたはフリータイムを利用される場合、お子様の施設使用料は無料となります。
 - ②親子特典の適応はお子様が小学生以下の期間に限ります。
 - ③同時に利用できるお子様の人数に制限はありませんが、親（月額会員様）が面倒をみされる範囲で他の会員様の迷惑にならない様ご配慮下さい。運営スタッフが他の利用者様の迷惑になっていると判断した場合は、注意又はその日の施設利用を控えていただく場合がございます。

(入会金無料キャンペーン中の入会について)

- 1.入会金無料キャンペーンでご加入いただいた場合、最低ご加入期間はご加入月の翌月から6ヶ月とさせていただきます。
- 2.最低ご加入期間には休会期間を含みません。

第9条(KIDS会員)

- 1.KIDS会員は、本施設が定めたスポーツ保険への加入をしなければなりません。

但し各ご家庭で日常の保険に加入している場合のみ、免除することが可能です。

 - ①加入手続きは本施設が行います。
 - ②活動中の傷害、JungleGYMまでの送迎中の怪我については、加入する保険会社の約定通りとなります。

※送迎中の怪我については、KIDSクラブへ参加しているお子様の怪我のみ適用され、賠償責任保険の対象にはなりません。
 - ③会員は、翌年度の保険料を毎年3月に支払うものとします。
- 2.KIDSクラブの休会について以下のように定めます。
 - ①会員は、怪我や事故により身体的にクラブの活動に参加できない場合で、復会時期を明確にできる場合のみ、休会の手続を取ることができます。
 - ②最大休会可能期間は3ヶ月とします。
 - ③上記の条件での休会に当てはまらない場合には「KIDSクラブ特別休会制度」を利用することができます。
- 3.KIDSクラブ特別休会制度について以下のように定めます。
 - ①身体的にクラブの活動に参加できない場合以外や復会時期を明確にできない場合に利用できる休会制度です。
 - ②休会中の費用はかかりませんが、クラス枠の確保はできません。
 - ③復会手続きは復会希望月の前月1日～10日の間で受付可能です。クラス枠に空きがある場合は復会希望月に復会が可能ですが、枠に空きがない場合は空きがでるまで復会ができません。その場合は優先的に次の空き枠が出たタイミングで枠の確保をいたします。